

富士宮市立上井出小学校における「学校いじめ防止基本方針」（西富士中学校区）

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定により、人権尊重の理念に基づき、上井出小学校のすべての子供が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめは、どんな理由があろうとも絶対にゆるされない行為です。しかし、残念ながらどの子供にも起こりうる行為でもあります。全ての子供が安心して生活できるようにするために、いじめを未然に防止しなくてはなりません。いじめが起こりにくい人間関係を築き、心の通じ合う温かな集団の中で、健やかでたくましい、いじめに向かわない子供を育てていきます。

そして、子供を取り囲む大人一人一人が、学校・家庭だけでなく「地域の子供は地域で育てる」という考えのもと、西富士中学校区総がかりでいじめの未然防止に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子供を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

（1）いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で不登校いじめ対策委員会で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- 子供に対しても、全校集会や学級活動、道徳、各教科の授業などで、教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。
 - ・朝礼等で、全ての子供に訴える機会を設けます。

（2）いじめが起こりにくい集団をつくります

- 教職員は登下校の様子や日常の言動、日記等を通して子供理解を深め、子供との信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。
 - ・いじめを絶対に許さないという姿勢を前面に出し、指導に当たります。
 - ・人間関係づくりプログラムやいじめアンケートの実施だけでなく、その結果を全職員が分析・共有し指導に役立てます。
 - ・教育相談の時間を確保したり、スクールカウンセラーと協働し、アドバイスやカウンセリングを生活に生かしたりすることで子供が安心して相談できる環境を作ります。
 - ・あたたかいことば遣いを啓発したり、校内美化教室及び校内の美化に努めたりするなど、子供が穏やかに生活できる環境を作ります。
- 子供同士の望ましい人間関係に根ざした学級を中心とした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。
 - ・学級活動や縦割り活動、行事等を活用して、望ましい集団づくりを行います。
- 授業の中での規律等を大切にすると同時に分かる授業づくりを進めます。また、全ての子供が参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。

（3）子供自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- いじめアンケートを実施し、いじめについて考える場や機会を意図的・計画的に設定し、子供自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
 - ・学級活動でいじめへの対応について具体的に指導することで、対応スキル対応の仕方を身に付けられるようにします。
- 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養います。特に道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子供がじっくりと考えを深められるよう指導します。
 - ・道徳の年間計画に、いじめについて考える時間を計画的に設定し指導します。
- 学級活動や児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、子供が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
 - ・児童会が中心になって、ひと・もの・ことへの感謝の気持ちを共有し合う集会を行います。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 学級内外において子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。
 - ・毎月1回程度「不登校・いじめ対策委員会」を実施し、小さな兆候であってもいじめの可能性を疑い、初期段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するように努めます。
 - ・不毎週の終礼での生徒指導報告会と、毎月の教職員による生徒指導報告を行い、早期発見に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、子供及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
 - ・相談室を設置し、カウンセラーと気軽に話すことができますようにします。(スクールカウンセラー在籍日)

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめを認知したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有し、不登校・いじめ対策委員会で協議し、いじめの態様等に即した対策チームで今後の対応について確認します。
 - ・生徒指導主任を中心に、スクールカウンセラーも入った不登校・いじめ対策委員会を設置します。いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告します。
- 被害を受けた子供及びいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- いじめを行った子供に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。
 - ・まず早急にいじめの行為自体をなくすようにします。そして社会性の向上についての指導を行います。

4 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会の開催、学校・学年・生徒指導だよりの発行、HP等を通し、いじめ防止対策や対応について保護者・地域に広報します。
- 自校だけではなく、西富士中学校区4校においてインターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援や、いじめを行った子供の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- 義務教育9年間を通していじめを早期発見し対処していくために、小中学校間での情報交換を行います。
- 学校評議員会やPTA運営委員会等で学校からのいじめ対策に関する情報を提供し、各々からも御意見をいただき、「チーム上井出小」としていじめに対応します。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告します。その後調査方法などについて市教育委員会と連携して対応します。また、必要に応じて青少年相談センターとの連携も図ります。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、子供の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6 年間の取組計画について

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	児童	地域保護者		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
		○		人間関係作りプログラム1	朝の活動
			○	学校だよりに学校の取り組み方針掲載、周知	学校だより
5	○			学校評議員などへの協力要請	関係会議
			○	授業参観(道徳→年間で必ず1回は行う。)	
	○			不登校・いじめ対策委員会	外部講師を招いて
6		○		いじめ実態アンケート・面談	
			○	青少年育成連絡会での協力要請	
		○		スクールカウンセラー面談	学級活動
7			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価児童アンケート・面談	
		○		ネット安全講座の開催	学級活動
			○	個々面談での情報モラルについての啓発	保護者面談
8	○			アンケート集約	
	○			アンケート分析	
9	○			1学期評価から、計画の修正及び	職員会議
		○		人間関係作りプログラム2	特別活動
		○		学校行事(運動会)による集団づくり	特別活動
10	○			いじめ事例研修(スクールカウンセラー)	職員会議
		○		教育相談週間	放課後
	○			不登校・いじめ対策委員会	外部講師を招いて
11		○		いじめ実態アンケート・面談	
		○		学校行事(たてわり駅伝大会)による集団づくり	
12			○	学校評価保護者アンケート	
	○			不登校・いじめ対策委員会	外部講師を招いて
		○		人間関係作りプログラム3	特別活動
			○	個々面談で情報交換	保護者面談
1	○			アンケート集約	
	○			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
		○		学校行事(長縄ギネス大会)による集団づくり	特別活動
2			○	学校評価結果報告	学校評価だより
	○			いじめ事例研修会(生徒指導担当)	生徒指導全体会
3	○			いじめ防止基本方針の見直し	教育課程編成会議
	○			次年度に向けてのいじめ防止基本方針決定	

※子供たちの表れを踏まえ、計画・内容などを変更する場合があります。予め、ご了承ください。